

(財) 京都府社会保険協会 平成21年度事業計画書

1. (一般事業)

- (1) 社会保険協会の趣旨普及を行い、会費納入の促進を図る。
- (2) 社会保険制度の周知徹底を図るため事務説明会を積極的に行い開催するとともに、併せて月刊誌「社会保険きょうと」その他の広報誌(随時)を発行し、制度内容の解説と事務手続きの要領及び各種事業の広報を行う。
- (3) 平成20年10月に「全国健康保険協会」が発足したことに伴い、適用関係手続きと健康保険給付の手続きを網羅した一覧表と記載例の冊子を作成し、活用を図る。
- (4) 健康づくり事業を積極的に行い、被保険者とその家族の健康増進活動に寄与する事業を実施する。
- (5) 高額医療費貸付事業及び出産費貸付事業の精算処理を迅速に進め、未収金の早期回収に努める。
- (6) 上記事業を円滑に推進するため、次の機関等に対し連携を密にすると共に、(イ) (ロ) (ハ) に対し特別事業に支援・助成を行う。

(イ) 京都府社会保険委員会連合会

(ロ) 社会保険委員会(京都6委員会)

(ハ) 京都府厚生年金受給者協会

2. (体育事業)

- (1) 社会保険(京都市、西丹地区)ボウリング大会等の開催

3. (保健奨励事業)

- (1) 冬季臨時保養所の開設(城崎「ニューオオヒロ」)
- (2) 会員が年間を通じて割安で利用できる施設と契約し、広報を図る。
- (2) その他の施設事業参加補助(ウェルサンプピア京都・しょうざんプール等利用者)

4. (社会保険相談事業)

- (1) 社会保険に関する相談を行うと共に関係諸用紙を設置し、サービスの充実に努める。
- (2) 公益法人として、公益性の高い事業の実施に努める。

5. (1) 諸会議の開催

理事会・評議員会 (2回) の開催等、事業の円滑な実施のための諸会議を開催する。

(2) 会計の効率的運用

社会保険協会一般会計、高額医療費貸付事業特別会計及び出産費貸付事業特別会計の効率的運用を図る。

- (3) 公益法人法の改正に伴う一般財団法人としての申請準備を図り、公益認定法人について検討する。

6、その他